地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

政令第四百二十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（公営住宅法施行令の一部改正）

第一条　公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（入居者資格）

第六条　法第二十三条第一号イに規定する政令で定める金額は、二十五万九千円とする。

2　法第二十三条第一号ロに規定する政令で定める金額は、十五万八千円とする。

第八条第一項第一号中「第二十三条第二号イ」を「第二十三条第一号イ」に改め、同項第二号中「第二十三条第二号ロ」を「第二十三条第一号ロ」に改め、同条第二項の表中「十五万八千円を超え」を削る。

第十四条第二項を削る。

（道路法施行令の一部改正）

第二条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七第一項第二号、第十一条の九第一項第二号及び第十一条の十第一項第二号中「幅員が」の下に「、国道にあつては」を、「規定する幅員」の下に「、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第三十条第三項の条例で定める幅員」を加える。

第三十四条の二の三第二項第一号中「道路構造令」を「当該改築に係る道道又は道の区域内の市町村道に法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路構造令」に、「同令の」を「同項に規定する」に、「できる」を「できることとなる」に、「これ」を「これら」に改め、同項第三号中「車道」を「当該改築に係る道道又は道の区域内の市町村道に法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に、車道」に、「要しない」を「要しないこととなる」に改める。

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第三条　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「同令の」を「同項に規定する」に改める。

第二条第二項中「並びに前条第一項第一号、第二号、第四号」を「、少額改築、特例舗装並びに前条第一項第二号」に改め、同条に次の二項を加える。

3　前項の「少額改築」とは、当該改築に係る都道府県道等に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路構造令第三十八条第一項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができることとなる改築で、これらに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないものをいう。

4　第二項の「特例舗装」とは、当該改築に係る都道府県道等に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に、車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しないこととなる場合における当該道路の舗装をいう。

（下水道法施行令の一部改正）

第四条　下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四条第一項」の下に「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、「認可を受けた」を削り、「第五条」を「第五条の二」に改める。

第四条の見出し中「認可の申請」を「協議の申出」に改め、同条中「第四条第一項」を「第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）」に、「認可を受けよう」を「協議を申し出よう」に、「申請書に」を「申出書に」に、「変更を」を「変更の内容を」に改め、「の各号」を削り、「国土交通大臣（」を「都道府県知事（都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他」に、「都道府県知事）」を「国土交通大臣）」に改め、後段を削る。

第四条の二を次のように改める。

（国土交通大臣に協議する事業計画）

第四条の二　法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事業計画は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設置する公共下水道の事業計画のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一　予定処理区域（予定処理区域を拡張する変更に係るものにあつては、変更後の予定処理区域）の面積が百ヘクタール以下の公共下水道の事業計画

二　流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する公共下水道の事業計画

三　第五条の二第二号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）、第三号又は第五号に掲げる変更のみの変更に係る事業計画

第五条の二を削る。

第五条の見出し中「認可」を「協議等」に改め、同条中「第四条第一項」を「第四条第六項」に改め、同条を第五条の二とする。

第四条の二の次に次の一条を加える。

（環境大臣の意見を聴くこと等を要しない場合）

第五条　法第四条第三項又は第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　予定処理区域の面積が百ヘクタール以下の公共下水道に係る協議又は届出（予定処理区域の拡張に係る事業計画の変更の協議又は届出にあつては、変更後の予定処理区域の面積が百ヘクタールを超える場合を除く。）を受けた場合

二　流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する公共下水道に係る協議又は届出を受けた場合

三　終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る協議又は届出を受けた場合

第八条の二第一項中「第二十四条の五第一項」を「第二十五条第一項」に改める。